

協議案

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を
改正する条例（案）について

上記協議案を提出する。

平成31年4月19日

都区協議会会長
小池 百合子

（説 明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について協議する必要があるため、この案を提出する。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について

一 改正の目的

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）による地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行う。

二 改正の内容

地方自治法施行令の改正等に伴い、交付金総額及び基準財政収入額の算定方法を改めるとともに、基準財政需要額の算定における単位費用を改める。その他所要の規定整備を行う。

（昭和四十三年東京都条例第十五号、平成十九年東京都条例第八十号及び平成二十九年東京都条例第十三号）

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

第 号議案

例 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成三十一年 月 日

提出者 東京都知事 小池百合子

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条

例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十
五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）」を「、航
空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に
関する法律（平成三十一年法律第三号）」に、「及び航空機燃料譲与税の」を「、航空機
燃料譲与税及び森林環境譲与税の」に改める。同条第二項の表十三の次に次のように加
える。

「十四——森林環境譲与税

——前三年度に譲与された譲与税の額——」

別表その他行政費の部人口の款単位費用の欄中「一三、三五六円」を「一三、三六三円」
に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の規定は、平成三十一年度の都と特別区及び特別区相互間の財政調整から適用する。

（都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条」を、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項」に改める。

（都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「事業税の収入額」の下に「（標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）」を加え、「第五十七条の二の四」を「第三十五条の四の五」に改める。

附則第一項中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

附則第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率」とあるの

は「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）に百分の二・四」を「収入額（）」とあるのは「収入額（令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）（）」と、「収入額に」とあるのは「収入額（令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）」に改める。

附則第五項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、「法人の」を削る。

附則第六項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、「法人の」を削る。

附則第八項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十四年度」を「令和四年度」に改める。

（経過措置）

4 平成三十一年度から令和三年度までの各年度に限り、新条例第十二条第二項の表十

四中「前三年度に譲与された譲与税の額」とあるのは、「東京都規則で定めるところにより算定した額」と読み替えるものとする。

（提案理由）

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）等の施行に伴い、交付金総額及び基準財政収入額の算定方法を改めるとともに、基準財政需要額の算定における単位費用の改正を行う必要がある。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改 正 案

現 行

第一条から第十一条まで（現行のとおり）

（基準財政収入額の算定方法）

第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。）の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）、同法第七十一条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）、同法第七十一条の六十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（次項において「自動車取得税交付金」という。）並びに地方税法等の一部を改正する等の法律第二条の規定による改正後の地方税法（次項において「平成二十八年改正後の地方税法」という。）第百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額を加算した額と

第一条から第十一条まで（略）

（基準財政収入額の算定方法）

第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。）の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）、同法第七十一条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）、同法第七十一条の六十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（次項において「自動車取得税交付金」という。）並びに地方税法等の一部を改正する等の法律第二条の規定による改正後の地方税法（次項において「平成二十八年改正後の地方税法」という。）第百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額を加算した額とする。

する。

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
二の二 平成二十八年改正後の 地方税法第四百四十二条第一 号に規定する軽自動車税の環 境性能割	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
三 特別区たばこ税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
四 鉱産税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
五 利子割交付金	前三年度に交付された交付金の額
六 配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金	当該年度の各特別区への交付見込額の合計額として知事が算定した額
九 ゴルフ場利用税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十 自動車取得税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十の二 環境性能割交付金	前三年度に交付された交付金の額
十一 地方揮発油譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十二 自動車重量譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十三 航空機燃料譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十四 森林環境譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額

第十三条から第十八条まで (現行のとおり)

別表 (第十条関係)

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
二の二 平成二十八年改正後の 地方税法第四百四十二条第一 号に規定する軽自動車税の環 境性能割	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
三 特別区たばこ税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
四 鉱産税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
五 利子割交付金	前三年度に交付された交付金の額
六 配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金	当該年度の各特別区への交付見込額の合計額として知事が算定した額
九 ゴルフ場利用税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十 自動車取得税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十の二 環境性能割交付金	前三年度に交付された交付金の額
十一 地方揮発油譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十二 自動車重量譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十三 航空機燃料譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額

第十三条から第十八条まで (現行のとおり)

別表 (第十条関係)

一 経常的経費		測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費	一 議会総務費	人口	一人につき 二五、七七七円
二 民生費	1 社会福祉費	人口	一人につき 一四、〇四四円
	2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 六九、七三四円
	3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八四、三八五円
	4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一四八、二三七円
		区立保育所	一人につき 一、二七九、〇五四円
		入所児童数	
		私立保育所	一人につき 六五二、六八〇円
		入所児童数	
5 国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき 一二、二四五円	
6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 七六、〇四六円	
三 衛生費	1 衛生費	人口	一人につき 九、五四二円
四 清掃費	1 清掃総務費	人口	一人につき 四五二円
	2 収集作業費	人口	一人につき 五、三二八円
	3 収集車両費	人口	一人につき 一、四六九円
	4 処理処分費	人口	一人につき 二、五一一元
五 経済労働費	1 生活経済費	人口	一人につき 四五一元
	2 産業経済費	事業所数	一箇所につき 五八、三〇二円
六 土木費	1 建築公害費	人口	一人につき 二、五八九円

一 経常的経費		測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費	1 議会総務費	人口	一人につき 二五、七七七円
二 民生費	1 社会福祉費	人口	一人につき 一四、〇四四円
	2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 六九、七三四円
	3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八四、三八五円
	4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一四八、二三七円
		区立保育所	一人につき 一、二七九、〇五四円
		入所児童数	
		私立保育所	一人につき 六五二、六八〇円
		入所児童数	
5 国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき 一二、二四五円	
6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 七六、〇四六円	
三 衛生費	1 衛生費	人口	一人につき 九、五四二円
四 清掃費	1 清掃総務費	人口	一人につき 四五二円
	2 収集作業費	人口	一人につき 五、三二八円
	3 収集車両費	人口	一人につき 一、四六九円
	4 処理処分費	人口	一人につき 二、五一一元
五 経済労働費	1 生活経済費	人口	一人につき 四五一元
	2 産業経済費	事業所数	一箇所につき 五八、三〇二円
六 土木費	1 建築公害費	人口	一人につき 二、五八九円

2	都市整備費	人口	一人につき	一、〇七四円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一三〇円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五九二円
七 教育費				
1	小学校費	児童数	一人につき	二五、六七九円
		学級数	一学級につき	一、〇三五、〇三二円
		学校数	一校につき	九五、八五二、九六二円
2	中学校費	生徒数	一人につき	二八、五八五円
		学級数	一学級につき	一、五七三、七一円
		学校数	一校につき	九七、五五四、六〇〇円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二六、五三一円
		幼稚園数	一箇所につき	四三、三八九、六八五円
		人口	一人につき	六、四四三円
八 その他諸費				
1	公債費	元利償還金	一円につき	一円
2	財産費	年度支払額	一円につき	一円
3	その他行政費	人口	一人につき	一三、三六三円

2	都市整備費	人口	一人につき	一、〇七四円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一三〇円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五九二円
七 教育費				
1	小学校費	児童数	一人につき	二五、六七九円
		学級数	一学級につき	一、〇三五、〇三二円
		学校数	一校につき	九五、八五二、九六二円
2	中学校費	生徒数	一人につき	二八、五八五円
		学級数	一学級につき	一、五七三、七一円
		学校数	一校につき	九七、五五四、六〇〇円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二六、五三一円
		幼稚園数	一箇所につき	四三、三八九、六八五円
		人口	一人につき	六、四四三円
八 その他諸費				
1	公債費	元利償還金	一円につき	一円
2	財産費	年度支払額	一円につき	一円
3	その他行政費	人口	一人につき	一三、三五六円

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>附則 1から8まで（現行のとおり）</p> <p>9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、平成三十一年度においては、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「の収入見込額に」とあるのは、「並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金の収入見込額に」とする。</p> <p>10から13まで（現行のとおり）</p>	<p>附則 1から8まで（略）</p> <p>9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、平成三十一年度においては、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「の収入見込額に」とあるのは、「並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金の収入見込額に」とする。</p> <p>10から13まで（略）</p>

改 正 案

現 行

第一条から第二条まで（現行のとおり）
 第三条 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に改める。

第三条第一項中「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額（標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）」に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十五条の四の五の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）とを、「百分の五十五を乗じて得た額」の下に「（次項において「交付金総額」という。）を加え、同条第二項中「当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を、「当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十五を乗じて得た額（以下この項において「交付金見込額」という。）」に、「又は当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「又は当該年度における交付金見込額」に改め、同項第一号及び第二号中「調整税の収入額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金総額」に、「調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金見込額」に改める。

（後略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条並びに附則第三項から第六項まで及び第八項の規定 令和二年四月

一日

第一条から第二条まで（略）
 第三条 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に改める。

第三条第一項中「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）とを、「百分の五十五を乗じて得た額」の下に「（次項において「交付金総額」という。）を加え、同条第二項中「当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を、「当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十五を乗じて得た額（以下この項において「交付金見込額」という。）」に、「又は当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「又は当該年度における交付金見込額」に改め、同項第一号及び第二号中「調整税の収入額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金総額」に、「調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金見込額」に改める。

（後略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条並びに附則第三項から第六項まで及び第八項の規定 平成三十二年

四月一日

2 (現行のとおり)

3 平成十九年一部改正条例の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成三十一年度」を「令和二年度」以後の各年度」に改め、「においては」の下に「、当分の間」を加える。

(経過措置)

4 令和二年度に限り、第三条の規定による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第一項の規定の適用については、「収入額(一)とあるのは「収入額(令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)(一)と、「収入額に」とあるのは「収入額(令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)」と、「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

5 令和三年度に限り、新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「額を」とあるのは「額(以下この条において「事業税額」という。)(一)の三分の一に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の二に相当する額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)(一)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

6 令和四年度に限り、新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「額を」とあるのは「額(以下この条において「事業税額」という。)(一)の三分の二に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の一に相当する額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)(一)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

8 令和二年度から令和四年度までの各年度に限り、新条例第十二条第二項の表

2 (略)

3 平成十九年一部改正条例の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」以後の各年度」に改め、「においては」の下に「、当分の間」を加える。

(経過措置)

4 平成三十二年に限り、第三条の規定による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第一項の規定の適用については、同項中「収入額に地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第五十七条の二の四の規定による率」とあるのは「収入額(平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)(一)に百分の二・四」と、「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)(一)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

5 平成三十三年に限り、新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「額を」とあるのは「額(以下この条において「法人の事業税額」という。)(一)の三分の一に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、法人の事業税額の三分の二に相当する額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)(一)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

6 平成三十四年度に限り、新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「額を」とあるのは「額(以下この条において「法人の事業税額」という。)(一)の三分の二に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、法人の事業税額の三分の一に相当する額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)(一)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

8 平成三十二年から平成三十四年度までの各年度に限り、新条例第十二条第

二の項「中」「前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額」及び同項中「前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額」並びに同表十の項中「前三年度に交付された交付金の額」とあるのは、それぞれ「東京都規則で定めるところにより算定した額」と読み替えるものとする。

二項の表二の項「中」「前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額」及び同項中「前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額」並びに同表十の項中「前三年度に交付された交付金の額」とあるのは、それぞれ「東京都規則で定めるところにより算定した額」と読み替えるものとする。